

和歌山県 資料提供

令和8年3月31日

紀の川水系貴志川等が特定都市河川に指定されます

～流域関係者で協働して水害に強いまちづくりに取り組みます～

- 県では、気候変動により激甚化・頻発化する水害に備えるため、流域のあらゆる関係者の協働により水害対策に取り組む「流域治水」を進めています。
- 本日、紀の川水系貴志川等の計14河川を国が特定都市河川に指定しました。指定により、河川整備等のハード対策の加速化に加え、流出抑制対策や水害リスクを踏まえた土地利用等のソフト対策も活用して、効果的な浸水被害軽減対策を進めていくことが可能となります。
- また、指定後は、流出抑制対策として、流域内において一定規模以上の土地を宅地にする行為等（雨水浸透阻害行為）については、河川への雨水の流出増加を抑制するための対策を義務付ける運用が開始されます。

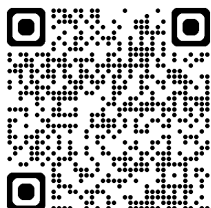
【指 定 日】 令和8年3月31日（火）

【添付資料】 別紙1 「流域治水」の本格的実践に向けた紀の川水系貴志川等の特定都市河川への指定

別紙2 紀の川水系貴志川等の特定都市河川と流域の概要

参 考 法的枠組みを活用した「流域治水」の本格的実践

※雨水浸透阻害行為に関する許可申請手続きについては下記URLをご参照ください。



「雨水浸透阻害行為の許可申請（河川課HP）」

<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/080400/d00217097.html>

（連絡先）

県土整備部 河川下水道局 河川課
担当：三浦、松川

電 話：073-441-3134（内線 3134）